

工事名: R1徳耕 地沈 藍住3期 幹線管水路工事

工 程

1 他工事等との調整 (対象 無)

2 施工の制限 (対象 無)

3 作業時間帯 (対象 無)

4 工程表の提出 (対象 有)

徳島県農林土木工事共通仕様書第1編 1-1-4第1項に規定する工程表の提出にあたっては、別途定める様式により提出するものとする。

5 履行報告書 (対象 有)

監督員が工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う必要があるため、設計図書に基づき工事履行報告書を作成するものとする。

6 その他 (対象 無)

用 地 関 係

1 ブロック製作ヤード (対象 無)

2 仮置ブロック (対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査 (対象 無)

2 支障物件の撤去 (対象 無)

3 立木の置き場所 (対象 無)

4 その他 (対象 無)

公 害 対 策

1 作業時間 (対象 無)

2 事業損失防止対策 (対象 無)

3 濁水処理 (対象 無)

4 低騒音型・振動型建設機械 (対象 無)

5 六価クロム溶出試験 (対象 無)

安 全 対 策

1 交通安全施設等 (対象 有)

交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

2 交通誘導警備員 (対象 有)

交通整理の必要日数として63日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員Aを合計0名(交替要員〔有り・無し〕)、交通誘導警備員Bを合計126名(交替要員〔無し〕)見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。

3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 無)

建設副産物

1 建設発生土の利用(対象 無)

2 建設発生土の搬出(対象 有)

本工事の建設発生土については、次に掲げる工事に搬出すること。なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議することとする。

| | |
|------|-----------|
| 工事名 | |
| 箇所名 | 有限会社 漆原産業 |
| 運搬距離 | L=5.5km |

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)

受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理

- 1 許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。
- 3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。
- 4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

| | コンクリート塊 | アスファルト塊 | 木材 | 汚泥 | その他 |
|-----|---------|---------|----|----|-----|
| 対象物 | | ○ | | ○ | |

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)

6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)

7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)

8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)

9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)

10 一般廃棄物の搬出(対象 無)

11 根株等の利用(対象 無)

12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工 事 用 道 路

1 工 事 用 道 路 等 の 補 修 (対 象 無)

仮 設 備

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 無)
- 4 仮締切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

その他

- 1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお発注図面は、CAD製図基準(案)に[準拠していない。]

- 2 標準断面図板設置の省略(対象 無)
- 3 しゅん工標設置の省略(対象 無)
- 4 工事の分割について(対象 無)
- 5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

- 6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

- 7 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)
- 8 セメント・モルタル吹付(対象 無)
- 9 水抜孔(対象 無)
- 10 種子吹付(対象 無)
- 11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)
- 12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)
- 13 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)
- 14 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

15 施工計画書の提出(対象 有)

本工事の施工にあたっては、徳島県農林土木工事共通仕様書第1編 1-1-5第1項に規定する施工計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。

16 工事測量結果の提出(対象 有)

徳島県農林土木工事共通仕様書第1編 1-1-46第1項に規定する工事測量の結果については、別途定める様式により提出するものとする。

17 新技術の活用について(対象 無)

18 舗装工事(対象 有)

1 本工事の舗装工に使用する各種材料は、次のとおりとする。

| 工種 | 区間 | 瀝青材料 | 規格 | 砂散布 |
|-----|--------------|---------|------|-----|
| 舗装工 | No.0~No.5+20 | プライムコート | PK-3 | |
| | | | | |
| | | | | |

2 施工途中の交通開放を(予定していない)。

なお、現場条件の変更等により、砂散布の有無が変更になる場合は監督員と協議を行い、設計変更の対象とする。

支障物件確認書(現場着手時)

下記工事を施工するので、地下埋設物件について確認をお願いします。

○照会元記入

確認申請者名： (TEL: - -)
 (FAX: - -)

① 工事名：
 ② 路線名：
 ③ 施工場所： (添付図:位置図・平面図)
 ④ 施工時期：令和 年 月 日～令和 年 月 日

○照会先記入

| 占有物件管理者 | 地下埋設物の確認 | | 特記事項 (試掘・立会等の要否) |
|---------|--|--|---------------------|
| | 有：埋設されております | 無：埋設されていません | |
| 道路管理者 | 埋設物： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | |
| 上水道 | 埋設物： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | |
| 下水道 | 埋設物： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | |
| 電力 | 埋設物： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | |
| 通信事業者 | 埋設物： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | |
| ガス | 埋設物： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | |
| 交安委員会 | 埋設物： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | |
| | 埋設物： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日：令和 年 月 日 | |

- 注) 1. 受注者が現場着手前に作成し、監督員へ提出すること。
 2. 地下埋設物の確認：占有物件管理者として、施工区間(場所)が、既占有物件に影響を与えるか否か明確にすること。
 3. 埋設物：既占有物件である管路または、マンホール等と明記すること。(深度・条数・個数等は省略)
 4. 確認者：確認を行った者の所属・氏名および連絡先を明記すること。
 5. 特記事項：占有物件管理者として、施工者に対して要請(要望)等すべき事項を明記すること。
 6. 占有物件管理者：占有物件管理者は必要に応じて追加・変更すること。

| 墜落防止チェックシート | | | | | |
|--|--|----|--|--------------|--|
| 点検実施日時 | 令和 年 月 日 () 時 分 | 天候 | | 点検者 | |
| チェック項目 | 点検項目(結果 良い○ 悪い× 該当しないー) | 結果 | | 「×」の場合にとった措置 | |
| 作業開始時 (毎回) | 作業実施が危険な天候でないか。 | | | | |
| | 作業従事者の服装, 安全装備(安全帯等)は適切か。 | | | | |
| 足場の設置 (高さ2m以上の足場 を設置する場合) | ①足場を組み立てる等により作業床を設けているか。また, 作業床の幅は40cm以上, 床材間の隙間は3cm以下, 床材と建地との隙間は12cm未満となっているか。※注1 | | | | |
| | ②作業床端部, 開口部等には, 足場の種類に応じて, 次の足場用墜落防止設備を設置しているか。 【枠組足場】 「交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の棧若しくは高さ15cm以上の幅木」又は「手すりわく」 【枠組足場以外の足場(単管足場等)】 高さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下の棧 | | | | |
| | ③作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は, 次の措置を講じているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設けているか, 又は防網を張っているか。 ・上記の措置を講じる箇所への関係労働者以外の者の立入を禁止しているか。 ・臨時に取り外した設備は, 作業終了後, 直ちに元の状態に戻しているか。 | | | | |
| | ④作業床(足場)の設置が困難な場合 防網を張り, 安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設置しているか。 | | | | |
| 足場組立・ 解体作業時 | 足場の組立て等の作業に従事する者は, 特別教育を受けているか。※注2 | | | | |
| | 技能講習を修了した者のうちから, 足場の組立て等作業主任者を選任しているか。※注3 | | | | |
| | 足場の組立て等作業主任者は安全帯等及び保護帽の使用状況を監視しているか。※注3 | | | | |
| | 足場の設置は手すり先行工法による施工か。 | | | | |
| 足場上での作業時 (毎回) | 足場材の緊結, 取り外し, 受渡し等の作業では, 次の措置を講じているか。※注4 ・幅40cm以上の作業床を設けているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設け, 労働者に安全帯を使用させているか。 | | | | |
| | 通路面は, つまづき, 滑り, 踏み抜き等の危険のない状態が保たれているか。 | | | | |
| | 作業床及び囲い等の設置が困難なとき(「足場の設置」における③及び④該当時)は, 安全帯を使用させているか。 安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)の点検を実施したか。 | | | | |
| 昇降設備の 設置 | 高さが1.5mを超える箇所で作業を行う場合は, 安全な昇降装置を設けているか。 | | | | |
| 高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は, このチェックシートを作業日毎に作成し, 保管すること。 | | | | | |
| 監督員より請求のあったときは, 直ちに提示すること。 | | | | | |
| このチェックシートは重要な項目について抽出したものである(全て労働安全衛生規則又は共通仕様書での規定事項)。 | | | | | |
| ※注1 はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であって, 床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては, H27.7.1時点で現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り, 「床材と建地との隙間は12cm未満」は適用しない。 | | | | | |
| ※注2 H27.7.1時点で現に足場の組立て等の業務に従事している者は, H29.6.30までの間は特別教育を要しない。 | | | | | |
| ※注3 つり足場, 張り出し足場または高さ5m以上の足場の場合に適用する。 | | | | | |
| ※注4 つり足場, 張り出し足場または高さ2m以上の足場の場合に適用する。 | | | | | |